

大阪地方最低賃金審議会総会

第361回本審議会議事録

1 日 時

令和6年8月21日（水）10時00分～10時30分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）

表田委員、岸本委員、北川委員、衣笠委員、村上委員、森委員

（労働者代表委員）

狼谷委員、上山委員、澤谷委員、清水委員、土井（沙）委員

（使用者代表委員）

北畠委員、柴田委員、平岡委員、古谷委員、丸山委員

（事務局）

志村労働局長、小川労働基準部長、柴田賃金課長、吉川主任賃金指導官、森内賃金指導官、本多賃金指導官、福井専門監督官、上地最低賃金係長

4 審議事項

（1）大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出について

（2）その他

(開会 10時00分)

吉川主任

ただいまから大阪地方最低賃金審議会第361回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の方に申し上げます。傍聴の皆様には、お配りしております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようによろしくお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員6名、労働者を代表する委員5名、使用者を代表する委員5名、計16名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

なお、労働者を代表する鈴木委員、使用者を代表する土井委員は所用のため御欠席です。

それでは、衣笠会長、以後の議事の進行をよろしくお願いいたします。

衣笠会長

皆様、御多用の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、議事(1)の大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出についてに入ります。

事務局から説明をお願いします。

柴田課長

賃金課長の柴田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、異議の申立ての内容について御説明をさせていただきます。

本年8月1日付けで、令和6年度大阪府最低賃金についての答申に対する意見提出の公示を行ったところ、関係労働者から337件、関係使用者から1件の異議申出書が、大阪地方最低賃金審議会会長と大阪労働局長に提出されております。

資料1及び資料2を御覧ください。

8月16日に全大阪労働組合総連合から提出された「大阪地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書」を添付しております。なお、資料1は労働組合から、資料2は個人から提出されたものの表紙、それぞれ1枚を添付しております。

異議申出の内容は、

1点目、大阪府最低賃金の引上げ額50円、時間額1,114円とする答申については不服であり、再審議を求めるとともに、最低賃金額は月額・日額表示も行うこととし、大阪府最低賃金を時間額1,500円、日額12,000円、月額240,000円に引き上げること。また、全国一律最低賃金制度を確立すること。

2点目、最低賃金の引き上げに当たって、中小零細企業に対する支援策の具体化は急務の課題であり、政府・厚生労働省・関係各機関に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させるよう意見を送付すること。

3点目、再調査と異議に関する審議会、専門部会を公開で開催し、意見陳述の機会を保障すること。でございます。

異議申出に至った理由としましては、8月1日、今年度の大阪地方最低賃金の改定についての答申は、物価高騰を後追いするだけで、最低賃金近くで働く労働者の生活改善にも、経済の活性化にもつながらないものと言わざるを得ず、憲法25条で保障されている「健康で文化的な最低限の暮らし」ができる水準に至っていない。

日本の最低賃金額は、オーストラリア、イギリス、ドイツ等欧米諸国や韓国の水準に届いていない。よって、更なる、再調査・審議を求める。と述べられております。

このほかにも同日、全大阪労働組合総連合加盟労働組合24団体及び339筆の署名「2024年度『物価高騰が止まらない今こそ、経済の好循環に向けた生活保障賃金の確立を！大阪府の最低賃金1,500円の早期実現！全国一律最低賃金制度の創設を求める』要請書」が提出されております。

続きまして、関係使用者からの異議申出について紹介いたします。資料3を御覧ください。

8月9日に一般社団法人大阪タクシー協会から異議申出書が提出されております。

異議申出の内容は、今回の地域別最低賃金の改定は、最低賃金法第9条「地域別最低賃金の原則」で規定している事業の賃金支払能力を全く無視したもので誠に遺憾と言わざるを得ない。

令和2年から本格化した新型コロナウイルス感染症も5類となったが、営業収入はコロナ禍前に回復していない。これは中小企業のあらゆる分野に影響を及ぼしている。タクシー事業はほとんどが中小企業であり、引き続き経営状況の悪化は極めて深刻な状況であるとともに、併せて燃料価格の高騰などに伴い、タクシー事業の経営基盤を揺るがしかねない惨憺たる結果を招いている。この間、一部事業者では、タクシー事業を廃業したところもある。

最低賃金が大幅に引き上げられることになると、多くの事業者で事業継続が困難になることが想定される。このような大阪のタクシー業界の現状を理解いただき、この度の最低賃金の改定について再考をお願いする。という内容でございます。

今説明しました異議申出書及び要請書の原本は、公益委員の後ろのテーブルに置いてあります。

事務局からの説明は以上でございます。

柴田課長

続きまして、ただいまからこれらの異議申出の取扱いについて諮問を行います。

会長、局長、中央へお願いいたします。

(局長から諮問文を会長に手交する。)

(事務局は、諮問文(写)を各委員に配布する。)

森内指導官

ただいまから諮問文のほうを読み上げさせていただきます。

大労発基0821第1号

令和6年8月21日

大阪地方最低賃金審議会 会長 衣笠葉子 殿

大阪労働局長 志村幸久

大阪府最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)

本年8月1日付けで答申のあった大阪府最低賃金の改正決定に関する意見について、最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

以上でございます。

衣笠会長

ただいま異議申出についての取扱いについての諮問を受けましたので、審議に入ります。
本件をどのように取り扱うべきかの御意見をお伺いしたいと思います。
まず、労働者を代表する委員、いかがでしょうか。

澤谷委員

労働者側として意見を申し上げます。

8月1日の地域別最低賃金専門部会の中で、公労使3者で大阪の現状、3要素を熟考して議論した結果で求められた答申であり、また、中小零細企業に対しての支援、特に労務費の適切な価格転嫁については政府及び労働局に対する要望として支援、周知を求めたところであります。

以上のことから、8月1日付け答申の考え方から変わりありません。

衣笠会長

ありがとうございました。

では、次に、使用者を代表する委員、いかがでしょうか。

平岡委員

今、御紹介いただきました異議申立ての内容につきましては、いずれも審議会においてできる限り時間をかけまして公労使で真摯に向き合って協議してきた内容だと考えております。

したがって、使用者側としましても、8月1日の答申のとおりすることが妥当であると考えております。ただ、御指摘の中にもございましたが、労務費の価格転嫁が進まないことで賃上げの原資の確保に苦しんでいる中小企業や小規模事業者の方々も多くおられますので、こうした事業者への経営支援策の強化、効果検証をはじめ、答申文に記載された附帯事項につきまして関連各省庁が一体となって全力で取り組んでいただきたいと改めて申し上げます。

以上です。

衣笠会長

ありがとうございました。

では、次に、公益を代表する委員、いかがでしょうか。

森委員

先ほど事務局から異議申出書の内容について御説明がありましたが、労働者側からは、大阪府最低賃金を早急に時間給1,500円、日額12,000円、月額240,000円に引き上げることを審議に求めるとの申出がなされました。

一方、使用者側からも、大幅な賃金の引上げは事業の賃金支払能力を無視したものであるとして、最低賃金の改定について再考を求めるとの申出がなされておりました。

今年度の審議会では、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解を十分参酌し、各種資料、最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取、事業場実地視察等の結果を参考に慎重に調査審議を行いました。

その結果、本年度は労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力という地域別最低賃金の3

要素を踏まえて大阪の状況を概観し、引き続き経済を支える上でも地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしている最低賃金を上げること、また、女性及び有期雇用、短時間労働者等の処遇を改善し、最低賃金引上げの効果を広く波及させるという労使ともにいただいた御意見を答申にも反映いたしました。

また、今回の答申に当たっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性が労使共通の認識であり、成長と分配の好循環と賃金と物価の好循環を実現するためにも、大阪府最低賃金の改正はエネルギー価格や原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境、とりわけ労務費や原材料・エネルギー価格などの企業物価の高騰も十分に価格転嫁できない中小企業・小規模事業者の賃金支払能力に与える影響を踏まえ、関係省庁が連携して賃金引上げの環境整備のため、生産性向上に向けた設備投資の更なる支援や取引条件の改善等の支援策の早急な実施を政府及び大阪労働局に強く要望することとされております。

さらに各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効力発生日を踏まえ、周知・広報と一層の利活用を促進することなど、具体的な措置を求める内容を盛り込んでおります。

したがいまして、御提出のありました異議申出の内容、ただいまの労働者側委員、使用者側委員の御意見を踏まえ、当初から審議してまいりましたことからしますと、本年8月1日付けの答申どおり決定することが適当であると考えます。以上です。

衣笠会長

ありがとうございました。

ただいま、労働者代表委員、使用者代表委員及び森会長代理から本年8月1日付け答申どおり決定することが適当である、旨の御意見が出されましたが、いかがでしょうか。

(異 議 な し)

衣笠会長

そういたしますと、当審議会といたしましては、先日の答申のどおりという意見でよろしいですね。

(異 議 な し)

衣笠会長

ありがとうございます。

それでは、事務局は答申文案を御準備ください。

準備できるまで、しばらく委員の皆様お待ちください。

柴田課長

それでは、準備してまいりますので、しばらくお待ちください。

衣笠会長

お手元に配られましたのが答申の文案です。事務局で読み上げをお願いします。

森内指導官

では、ただいまから答申文案を読み上げさせていただきます。

(案)

令和6年8月21日

大阪労働局長 志村幸久 殿

大阪地方最低賃金審議会 会長 衣笠葉子

大阪地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

当審議会は、令和6年8月21日付けをもって貴職から諮問のあった、同年8月1日付けの大阪府最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出について、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和6年8月1日付け答申どおり決定することが適当である。

以上でございます。

衣笠会長

ただいまの内容で御異議ございませんか。

(異 議 な し)

衣笠会長

ありがとうございます。

それでは、局長に答申を行います。

(会長から答申文を局長に手交)

衣笠会長

では、続きまして、議事(2)のその他に入ります。

その他、事務局から何かございますか。

吉川主任

今後の日程について説明させていただきます。

ただいま御審議をいただきました大阪府最低賃金でございますが、今後、官報手続を経まして10月1日の発効の予定となっております。

また、本日の総会の終了後開催予定の大阪府非鉄金属業最低賃金に係る専門部会を皮切りに、順次、特定最低賃金7業種の審議に入ります。9月下旬までを目途に改正決定の必要性及び改正決定について専門部会で審議が行われる予定となっております。

専門部会において全会一致で決議された場合には、7月2日の第358回総会で御承認いただきました専門部会の審議に関する了解事項のとおり、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、専門部会の決議をもって審議会の決議となるため、審議会の開催は省略となります。

一方、全会一致での議決に至らない場合は、同じく専門部会の審議に関する了解事項のとおり、審議会への報告あるいは採決となるため、総会の開催が必要となり、後日、日程調整をさせていただきます。

総会の開催が必要になった場合には、委員への開催通知を御案内いたします。

衣笠会長

ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明につきまして、何か御質問等あればお願いします。

(な し)

衣笠会長

では、その他、何かございますか。

労働者を代表する委員、何かございますか。

使用者を代表する委員、何かございますか。

(な し)

衣笠会長

それでは、以上で本日の審議は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして閉会といたします。

委員の皆様、どうもありがとうございました。

(閉会 10時30分)